

**「平成30年度品目別等輸出促進対策事業」
輸出時の“日本産/日本製”表示に関する調査**

アクセントチャ株式会社

2019年1月

1. 調査結果概要
2. 表面パッケージに関する表示規制
3. 裏面ラベルに関する表示規制
4. 原産地表示の定義
5. 原産地表示の優良事例
6. 海外の消費者調査結果
7. 各国規制当局への問い合わせ結果
8. 参考資料

背景

- アジア圏を中心に日本産/日本製であることの評価・ブランドが高まっているが、食品メーカーが、輸出に際して自社商品のパッケージに“日本産/日本製”と目立つ形で表示する例は限られている
 - 裏面ラベルの原産国欄に小さく記載されているが、表面パッケージには商品名/企業名が記載されているのみで、日本産/日本製と分かりづらい
 - 一方、欧州で製造された商品には、パッケージの目立つ場所に「Made in Italy」、「Produced in France」等と表示しているケースも多い
- 商品に“日本産/日本製”を強調表示をすることが、輸出拡大のきっかけとなり得る一方、各国の規制上、表示に問題がないことや、現地消費者への訴求効果を確認しておくことが必要

目的

- 国内で生産された農林水産物及び製造された加工食品に対して、“日本産/日本製”の表示を商品パッケージ(表面)/裏面ラベルにて強調する表示が、現地の法的に可能な場合の表記ルールやリスクの有無を含め詳細確認する
- “日本産/日本製”表示を強調することの効果に関して、産地を強調した優良事例の収集を行うとともに、各国消費者に対して“日本産/日本製”表示に対する認識・訴求効果を確認する

本報告書では、単語を以下の通りに定義している。

- **【表面パッケージ】**

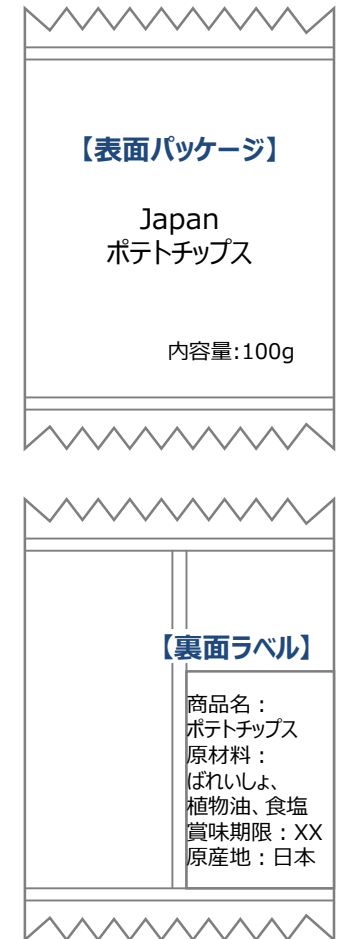
商品名や商品の宣伝文を表示するパッケージの表面のこと。不正競争防止法・商標法等に類する規制の対象。

- **【裏面ラベル】**

商品の裏面に表示・貼付する原材料や原産国を表示する欄のこと。主に食品表示法等に類する規制の対象。

- **【原産地/原産国】**

何を以って当該国の製品とするか、ということに関する定義。特に原材料が輸入品である加工品の場合、加工度に応じて、表示すべき原産地を原材料の国とすべきか、最終加工地の国とすべきかが異なる。



調查結果概要

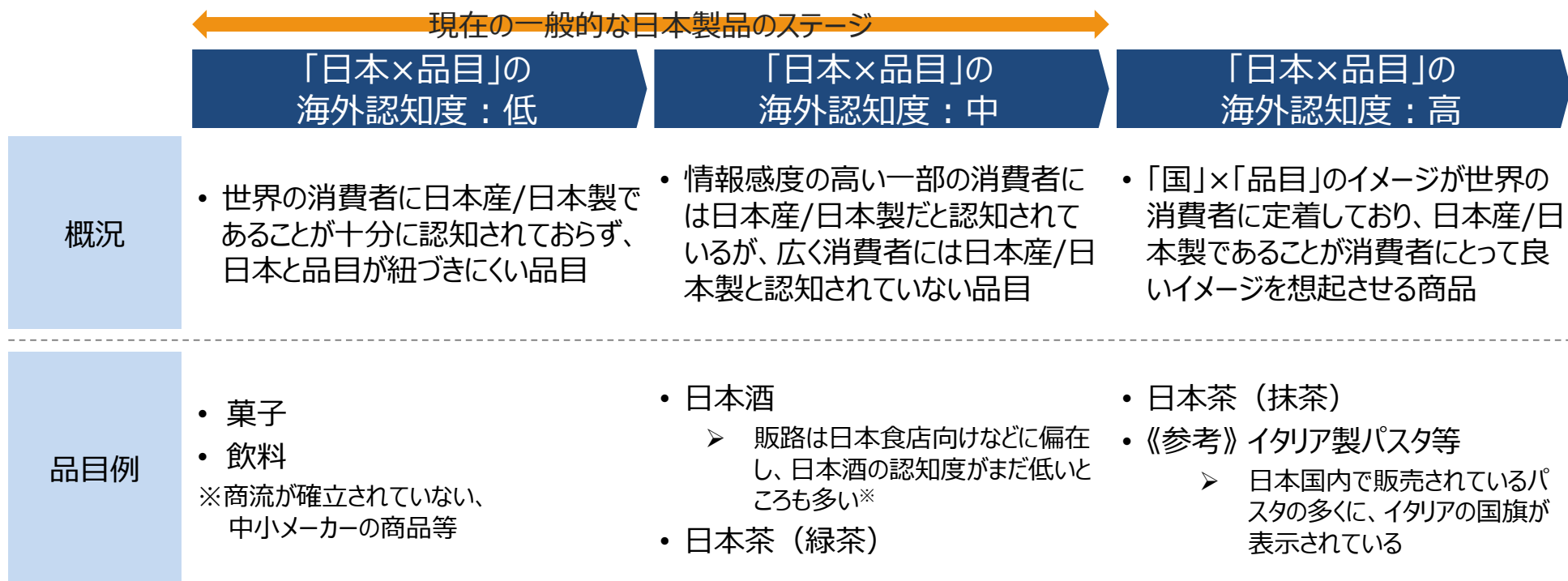
- 現状、日本の加工食品メーカーが、輸出に際して自社商品のパッケージに“日本産/日本製”であることを強調する形で表示する例は限られている
 - 輸出されている日本産/日本製加工食品に関して、表面パッケージには商品名や企業名のみが記載されているケースが多く、一目で日本産/日本製と分かりづらい
 - ✓ 各国規制で表示が義務付けられているケースも多い、裏面ラベルの原産国欄に「Made in Japan」等と小さく記載されているのみ
- 一方、欧州製の加工食品（「イタリアのパスタ」・「フランスのワイン」等）においては、パッケージの表面に「イタリアの国旗」や「Product of France」等が明記されている商品が多く、原産国を分かりやすく訴求する工夫がなされている
- 世界的な日本食ブームや食品輸出の拡大に伴い、アジア圏を中心に日本産/日本製であることの評価・ブランドが高まっており、欧州の事例同様、輸出に際して自社商品のパッケージに“日本産/日本製”であることを目立つ形で表示することで、消費者への訴求・他国産の模造品との明確な差別化等に繋がる可能性がある
 - 一部の日本の食品メーカーにおいて、輸出先国の特性に応じた“日本製”表記の工夫を行うことで、輸出先での需要が拡大した事例も実際に見られる
（例：アジア圏向けの麺製品に関して、“日本製造”と表面パッケージに記載）

- “日本産/日本製”と表示するための定義に関しては、各国・地域によって異なるが、原則として、**通関時に適用される原産地**の規則(各国の非特惠原産地規則)に準じて、**日本で生産/製造された商品であれば“日本産/日本製”と表示して問題ない**
 - ①完全生産品基準（原材料産地・加工が全て日本）、②付加価値基準、③関税番号変更基準等のいずれかを満たせばよいことが基本
 - 輸出を実際に担っている物流事業者等へのヒアリングも行ったが、規則が明文化されていない国を含めて、各国の非特惠原産地規則に準じた原産地表示を行っている場合に、商品への原産地表示が**通関停止等に繋がった事例は見当たらなかった**
- 米国・EU・香港・シンガポール・台湾における食品表示に関する規制を調査し、基本的に、**表面パッケージ・裏面ラベルに“日本産/日本製”を表示することは、現地法令に鑑みて問題がないこと**を確認
 - 表面に関しては、**表示サイズ・言語・フォント等**に関する**指定はなく**、自由に表示が可能
 - **“日本産/日本製”の表示は「日本で生産/製造された商品」のみ**に許されており、他国製品には使用が禁じられているという点において強い権利を持つ

- 海外の消費者調査を行った結果、総じて、**日本産農林水産物や日本製加工食品**に対する安全性や品質への**イメージ・評価は高く**、**“日本産/日本製”であることを強調表示**することは**購買意欲向上**に資する
 - 食品購入時に**原産地を重視**する人は**全体の約7割**。特に、食品の大半を輸入している**香港・シンガポール**ではその傾向が強い
 - 食品購入の際には、基本的に**表面・裏面のパッケージ双方を確認**することが多いが、**米国・EU**においては**表面のみを見る**消費者の割合が高く、表面への原産国表示が必要
 - **“日本産/日本製”を表示**することで、**全体として約5割**の海外消費者が**購買意欲が高まる**と回答しており、特に**麺類・菓子**等の加工食品に関して評価が高い（**約6割**）
- 原産地の効果的な表示方法に関しては、加工食品中心に「**Made in Japan**」と記載することへの評価が高く、アジア圏では「**日本製造**」の記載及び**日本国旗**の使用も効果的であることを確認
 - **米国**では原産地が分かりやすい「**Made in Japan**」が好まれる傾向にある一方、**EU**では「Made in Japan」は家電製品のイメージを持たれるケースも存在するため、「**Product of Japan**」の表記が望ましいとの回答も複数
 - また、生鮮品の場合は、「**Product of Japan**」の方が連想しやすいとの回答も存在
 - 中華圏をはじめとするアジア圏では、**“日本語”に対するイメージ**及び**日本国旗の認知度**が高い上、「本物の日本産品/日本製品」との印象を与えるため、「**日本製造**」との**日本語表記**や**日本国旗**を使用することも効果的

- “日本産/日本製”を商品に強調表示することは、海外消費者へのプロモーション上有効
- 輸出拡大を目指す各生産者/食品メーカーは、商品パッケージの表面/裏面(特に表面)に自社商品に合った“日本産/日本製”の強調表示に関する検討を積極的に進めるべき
- 輸出対象品目・対象国によって、下記の表記が推奨される
 - 【品目別】
 - 加工食品：「Made in Japan」
 - 生鮮品：「Product of Japan」
 - 【国・地域別】
 - 中華圏：「Made in Japan / 日本製造」※漢字併記
 - 米国：「Made in Japan」
 - EU：「Product of Japan」
- 日本産/日本製と表示するための定義：通関時に適用される原産地の規則(各国の非特惠原産地規則)に準じていれば問題がない

輸出商品に“日本産/日本製”の強調表示を行うことで、「日本」×「品目」のブランドイメージを醸成し、個別商品の輸出力の底上げを目指すことが望ましい。



- “日本産/日本製”表記を強調することで、「Sake=Japan」・「Matcha=Japan」のように、日本×品目の連想性・ブランドイメージを高め、**品目横断で日本産/日本製品のブランドイメージ醸成**
- 「日本ブランド」を活用した**個別商品の輸出力の強化・底上げ**
 - 特に、**アジア圏等の日本産/日本製に良いイメージを持つ地域**の消費者の需要喚起

“日本産/日本製”表示に関する各国規制（全体概要）

各国共通で、表面パッケージ・裏面ラベルに“日本産/日本製”を表示することは、現地法令に鑑みて問題なく、各国の非特惠原産地規則に準じて、日本で製造された商品であれば、“日本産/日本製”と表示して問題ないと考えられる。

	香港	EU	シンガポール	米国	台湾	
通関時	<p>原産地証明</p> <ul style="list-style-type: none"> 非特惠原産地規則に基づく 	<ul style="list-style-type: none"> 非特惠原産EU指令、WTO協定に準拠したリスト等に基づく 	<ul style="list-style-type: none"> 非特惠原産地規則または特惠原産地規則(EPA)に基づく 	<ul style="list-style-type: none"> 米国税関の定める「1930年関税法」等に基づく 	<ul style="list-style-type: none"> 『進口貨物原産地認定標準』(非特惠原産地規則)に基づく 	
現地流通時	<p>食品表示上の原産地</p> <p>明確な原産地定義なし※</p>					
	<p>表面パッケージ</p> <p>“原産国(日本産/日本製)"/日本国旗の表示可（表記方法に特段の定めなし）</p>					
	<p>裏面ラベル</p> <p>原産国表示可（義務なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国語、英語または両言語 場所・文字等の指定なし 		<p>原産国表示義務あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売国の公用語 文字サイズの指定あり 			<ul style="list-style-type: none"> 英語 記載場所・文字サイズの指定あり

※ただし、非特惠原産地規則に準じていれば問題ないと考えられる（輸出事業者ヒアリング結果）

出所：各国規制・当局問い合わせを基に作成



香港では、表面・裏面双方において「Made in Japan」等日本産/日本製である旨の表示が任意で可能と考えられる。

		表面パッケージ	裏面ラベル
“日本産/日本製”表示の義務/可否		可(義務なし)	可(義務なし)
“日本産/日本製”表示を行う条件		<ul style="list-style-type: none"> 明文化規定なし 「商品表示条例の定めに基づき、商品に関連する表示は明確かつ正確でなくてはならず、消費者を欺いてはならない」(香港当局回答) 	
表示方法	表示内容		<ul style="list-style-type: none"> 国名のみ表示可(記載文言指定なし)
	言語		<ul style="list-style-type: none"> 中国語・英語(併用可)
	文字 フォント/サイズ	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし(自由) 	<ul style="list-style-type: none"> フォント指定なし 文字サイズ指定なし
	表示場所		<ul style="list-style-type: none"> 指定なし(一般的に裏面に表示)
	GIとの併記 (北海道産等)	<ul style="list-style-type: none"> 任意で記載可能 ✓ 記載する情報は事実かつ誤解を招かないものでなければならない(当局回答) 	



シンガポールでは、ラベルへの原産国表示は義務。表面パッケージへの「Made in Japan」等日本産/日本製である旨の表示は任意で可能と考えられる。

		表面パッケージ	裏面ラベル
“日本産/日本製”表示の義務/可否		可(義務なし)	可(義務あり)
“日本産/日本製”表示を行う条件		<ul style="list-style-type: none"> 明文化規定なし 「商品の最終的な加工場所が原産国となる」(シンガポール当局回答) 	
表示方法	表示内容		<ul style="list-style-type: none"> 国名のみ表示可(記載文言指定なし)
	言語		<ul style="list-style-type: none"> 英語のみ
	文字 フォント/サイズ	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし(自由) 	<ul style="list-style-type: none"> 文字サイズ指定あり(1.5mm以上) フォントの指定なし(自由)
	表示場所		<ul style="list-style-type: none"> パッケージへの印字もしくは貼付ラベル上
	GIとの併記 (北海道産等)	<ul style="list-style-type: none"> 任意で記載可能 ✓ 但し、記載に虚偽がないことが前提 (当局回答) 	



“日本産/日本製”表示に関する規制サマリ（台湾）

台湾では、表面・裏面双方において「Made in Japan」等日本産/日本製である旨の表示が任意で可能。当局が明確な原産地の定義を公表しているため、表示を行うためには条件を満たす必要がある。

		表面パッケージ	裏面ラベル			
“日本産/日本製”表示の義務/可否		可(義務なし)	可(義務あり)			
“日本産/日本製”表示を行う条件		<ul style="list-style-type: none"> 完全生産品(日本国内で得られたもののみを材料として生産されていること) 関税番号変更基準((HSコード上6桁)が現地加工/製造により変更を生じていること) 付加価値基準(物品の重要な加工/製造が国内で完結すること加工/製造による付加価値割合が35%を超えていること) 			3条件のうちいずれかを満たす	表/裏共通
表示方法	表示内容		<ul style="list-style-type: none"> 国名のみ表示可(記載文言指定なし) 			
	言語		<ul style="list-style-type: none"> 中国語及び象徴記号(台湾で一般的なものに限り) 			
	文字 フォント/サイズ	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし(自由) 	<ul style="list-style-type: none"> 原則2mm以上の文字サイズ フォントの指定なし(自由) 			
	表示場所		<ul style="list-style-type: none"> 裏面ラベルに、品名・原材料名・食品添加物名等の必須項目とともに記載 			
	GIとの併記 (北海道産等)	<ul style="list-style-type: none"> 明文化規定・当局回答なし 				



“日本産/日本製”表示に関する規制サマリ（米国）

米国では、ラベルへの原産国表示は義務。表面パッケージへの「Made in Japan」等日本産/日本製である旨の表示は任意で可能。当局が明確な原産地の定義を公表しているため、表示を行うためには条件を満たす必要がある。

		表面パッケージ	裏面ラベル	
“日本産/日本製”表示の義務/可否		可(義務なし)	可(義務あり)	
“日本産/日本製”表示を行う条件		<ul style="list-style-type: none"> 完全生産品基準 関税番号変更基準 物品に重要な特性を与える原材料基準 3条件のうちいずれかを満たす		表/裏共通
表示方法	表示内容		<ul style="list-style-type: none"> Made in 国名またはProduct of 国名 	
	言語		<ul style="list-style-type: none"> 英語での記載義務。他言語の併記は任意 	
	文字 フォント/サイズ	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし(自由) 	<ul style="list-style-type: none"> 1.6mm~12.7mm以上の活字表示 (パッケージ面積により変動) フォント指定なし 	
	表示場所		<ul style="list-style-type: none"> 商品の側面・裏面の「Information Panel」欄の原産国表示欄 	
	GIとの併記 (北海道産等)	<ul style="list-style-type: none"> 明文化規定・当局回答なし 		



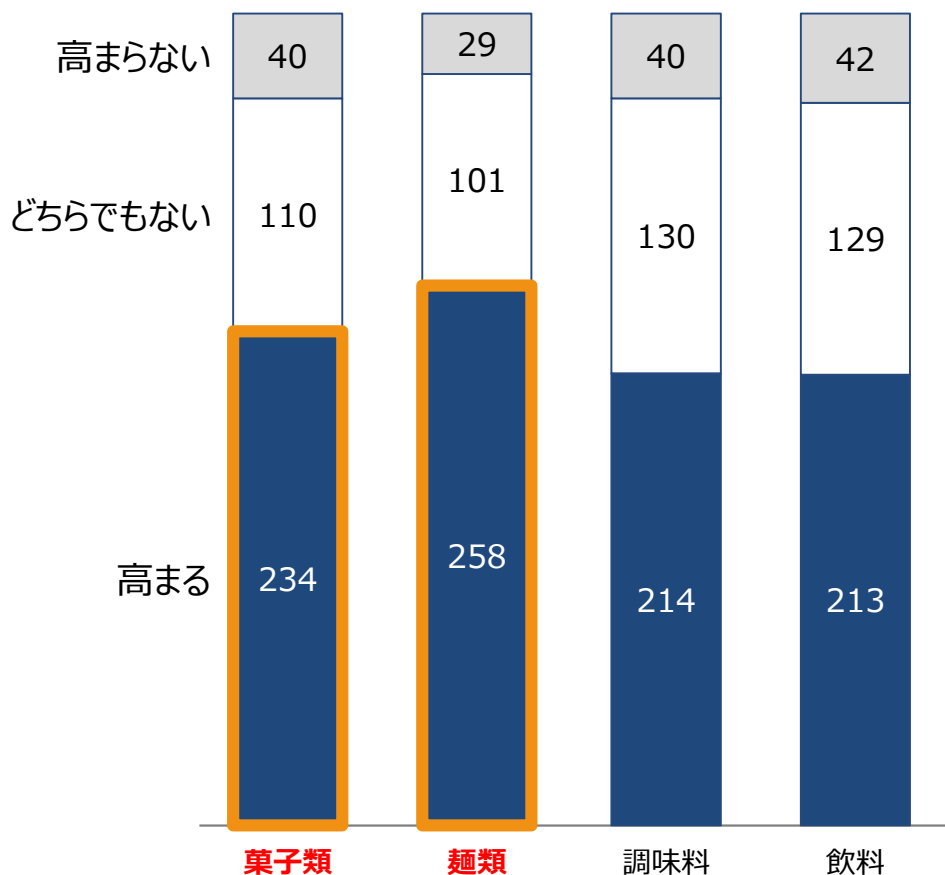
EUでは、加工食品については原産国の表示義務はなく、表面・裏面双方において「Made in Japan」等日本産/日本製である旨の表示は任意で可能と考えられる。

		表面パッケージ	裏面ラベル
“日本産/日本製”表示の義務/可否		可(義務なし)	可(義務なし※)
“日本産/日本製”表示を行う条件		<ul style="list-style-type: none"> 明文化規定なし (一部品目を除き、原産国の表示義務がない。EU加盟各国での独自規定設定は禁止) 	
表示方法	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし(自由) 	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし
	言語		<ul style="list-style-type: none"> 販売国の公用語 (併記ならばEU域内の公用語も可)
	文字 フォント/サイズ		<ul style="list-style-type: none"> フォント指定なし アルファベットの「x」の高さが1.2mm以上
	表示場所		<ul style="list-style-type: none"> 指定なし
	GIとの併記 (北海道産等)	<ul style="list-style-type: none"> 任意で記載可能 ✓ 曖昧な表現や消費者を誤認・混乱させる表記は認めない(当局回答) 	

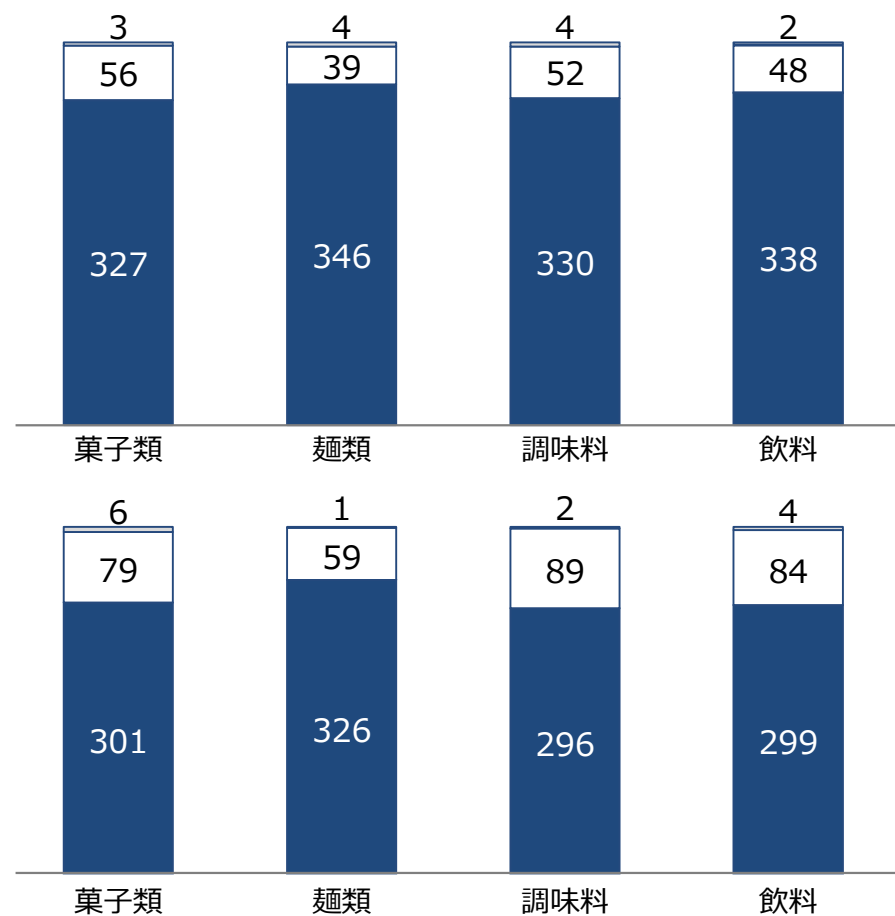
※果物/野菜/はちみつ/オリーブ油/肉等の一部の品目に限り一部食品への原産国表示を義務付け
出所：各国規制・当局問い合わせを基に作成

“日本産/日本製”表示は各国において購買意欲向上に寄与し、安全性・品質に対する高い評価に裏付けられている。品目別では、特に麺類・菓子に関して有効性が高い。

“日本産/日本製”表示で購買意欲は高まるか？



“日本産/日本製”と聞いて安全性(上段)/品質(下段)に関する評価は高まるか？



米国では「Made in Japan」、EUでは「Product of Japan」、アジアでは「Made in Japan」と「日本製造」の併記が望ましい。

米国



「Made in Japan」の方が原料から加工まで全て日本で行われているように感じる

20代・米国・女性

「Made in Japan」の方が日本や輸出先の国の法律に則って製造されているように感じる

30代・米国・男性

EU



「Made in Japan」は機械的で家電製品のように感じるため食品では使わない方がよい

20代・イギリス・男性

「Product of Japan」は日本産の高品質さを想起できる表現だと思う

30代・イギリス・女性

アジア圏



「Made in Japan」は原材料も加工も全て日本で行われているように感じる

20代・香港・女性

日本製は高品質なものと感じており、「日本製造」と表記されていれば安心して購入できる

30代・シンガポール・男性

“日本国旗”を表示する効果に関して、日本国旗の知名度の高いアジア圏では効果的と答える消費者が多い一方、日本国旗の知名度の低い欧米では“Made in Japan”の記載のみでよい、との回答が多い。

アジア圏

- 一般的に香港人は日本の国旗を知っており、食品のパッケージに記載するのはわかりやすくなるので良いのではないかと
- 白地に赤い丸だと、パッケージデザインにそぐわないと考えるメーカーも存在するかもしれないが、香港人としては、日本製と一目で分かるので国旗が書かれている方がよい

20代・香港・男性

- シンガポール人は日本の国旗を知っているケースが多く、日本製をアピールする上で一定の効果はある
- 国旗は、桜のような日本的なシンボルを表示するのと同程度の効果という印象がある

30代・シンガポール・女性

欧米

- イギリス人の教育水準の高い層は日本の国旗を理解しているが、割合はそれほど高くないと思われる
- 商品パッケージに日本国旗を記載されても何を意味するのか理解できない可能性が高く、そういう意味において、日本国旗よりも、日本製を強調するには“Made in Japan”もしくは“Product of”を記載する方がよい

30代・イギリス・男性

- アメリカ人の多くが日本の国旗を理解しているとは思いますが、“Made in Japan”と国旗を併記するのは過剰表現だと感じるため、“Made in Japan”と表示するだけでよい
- また、国旗のみを商品パッケージに記載すると、日本製を意味するのかが分かりづらい

30代・米国・男性

日本で販売されているイタリア製のパスタの多くには、イタリア製であることを想起させるデザインがパッケージ表面に記載されている。

イタリア製パスタ



イタリア製であることを想起させる
国旗や「イタリア」表示がされている



ギリシア製パスタ



製造国を示す
表示がされていない

「イタリア製」を自然と想起させるパスタでさえ、イタリア製表示を行っていることに鑑みると、
日本酒等も「Made in Japan」を明記するのが望ましい

日本で販売されているフランス製のワインの多くには、“Product of France”等の「フランス製」を示す表示がなされている。



なお、ブルゴーニュやシャンパーニュ等、産地名が広く世界的に認知されているワインに関しては「フランス製」の表示は少ない傾向にあった

日清食品は米国向け商品には「Made in Japan」、香港向けには「日本製造」と表示する等、各国・地域に合わせた“日本製”の訴求表示を行っている。

裏面下部に記載



メーカー概要

- メーカー名: 日清食品株式会社
- 事業内容: インスタントラーメンを中心とした食品加工

商品パッケージの工夫点

- 米国向けのとんこつラーメン(ラ王) は裏面パッケージに「Made in Japan」と記載
 - ✓ 原則として、英語表記を中心としており、商品ロゴを除いて日本語の表示はない
- 香港向けのうどん(どん兵衛)は「日本製造」と記載し、日本の商品であることを前面にアピール
 - ✓ パッケージ裏面の原産国表示箇所には「日本製造 Product of Japan」と日本語と英語を併記



中小の菓子メーカーである「エス・トラスト」は、輸出拡大戦略の一つとしてパッケージに“Made in Japan”表記を行った。商社からの引き合い、現地需要が増加し、輸出額を前年度比150%に拡大させることに成功。



- チョコレート以外に、他の海外製品と差別化がしやすい「わさび」フレーバー等、「日本らしい」商品の企画・開発に取り組んだ

メーカー概要

- メーカー名:株式会社エス・トラスト
- 事業内容:ゲームセンター景品用の菓子製造販売

商品企画の背景

- 事業拡大戦略として、2014年からインバウンド顧客・輸出用の菓子を製造(OEM)・販売
 - ✓ 左記は当社企画の海外輸出専用の商品
- 製造技術等に頼らずに大手メーカーの商品と差別化を図る策の一つとして、“Made in Japan”表記を実施






Made in Japan 表示の効果

- “Made in Japan”などの表示の追加により、**当該商品輸出額は前年度比約150%に増加**
 - ✓ 「表記前は多数ある日本語表示の商品」と認識されていた
 - ✓ 表記後は「日本製品」であることが強調でき、**海外消費者が迷わずに“日本製”を選べるようになる**等、現地需要が拡大。**商社からの取扱い要望も増加した**

「Made in Japan」表示の適法性を調べるために、通関時に使用される「原産地」の定義及び、パッケージ表示・裏面ラベルに係る規制等の調査を実施。

		記載箇所/書類	定義	スコープ
通関時	原産地証明	<ul style="list-style-type: none"> 輸出先国の通関時に使用するインボイス等 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入貨物の国籍を示すための書類 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「完全生産基準」・「実質的変更基準」等に基づき、原産国を定義 	<ul style="list-style-type: none"> 原産国の定義を原産地証明の基準に依拠している米国・台湾のみが調査対象
販売国内流通時	加工食品表示	表面	<ul style="list-style-type: none"> 加工食品の包装等に印刷され、加工食品の中身を表現するもの 商品パッケージ上に記載され、商品に関連のあるイラスト、写真などで内容物を表現するもの 	<ul style="list-style-type: none"> パッケージ上の「Made in Japan」表記の合法性等を調査
		裏面	<ul style="list-style-type: none"> 裏面ラベル <ul style="list-style-type: none"> 中身の見えない包装済み加工食品の内容/属性を示すため、原産国、内容量、食品添加物等の情報を表示するラベル <ul style="list-style-type: none"> ✓ 記載する原産国の定義は、原産地証明と同様である国と、異なる国が存在するため留意が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 裏面ラベル上の「Made in Japan」表記の合法性等を調査

主な輸出5カ国・地域において、“日本産/日本製”及び日本国旗を商品に表示することに関する規制(表示方法・項目)やリスク等(原産地表示基準)を調査。

調査対象国	調査対象	論点
<p>香港</p>  <p>シンガポール</p>  <p>台湾</p>  <p>EU</p>  <p>米国</p> 	<p>表面 パッケージ</p>	<ul style="list-style-type: none">商品のパッケージへの“日本産/日本製”表示及び日本国旗の表示に関する規制の洗い出し<ul style="list-style-type: none">✓ 表示方法(言語・文字サイズ・表示箇所等)✓ 表示に係るリスク<ul style="list-style-type: none">▶ 原産国表示の基準(他国産の原料を用いて製造した場合日本産/日本製としてよいか)▶ デザイン等の意匠・商標に係るリスク✓ 原産地の併記の可否(日本、北海道産等)「不正競争防止法」・「商標法」等が対象
<ul style="list-style-type: none">主な主要な輸出先国であり、規制環境の異なる5カ国・地域を調査対象に選定<ul style="list-style-type: none">✓ 理解しやすいように、日本の法体系についても調査を行い、比較できるようにする	<p>裏面ラベル (原材料・賞味期限等)</p>	<ul style="list-style-type: none">裏面ラベルへの“日本産/日本製”表示及び日本国旗の表示に関する規制の洗い出し<ul style="list-style-type: none">✓ 表示項目(原材料・原産国・賞味期限等)✓ 表示方法(言語・文字サイズ・表示箇所等)✓ 表示に係るリスク<ul style="list-style-type: none">▶ 原産国表示の基準(他国産の原料を用いて製造した場合日本産/日本製としてよいか)✓ 原産地の併記の可否(日本、北海道産等)「関税法」・「食品表示法」等が対象

日本における国内流通時の原産国表示(裏面ラベル)に関する規則は「食品表示法」が中心であり、記載項目・フォーマットが厳格に定められている。

分類	法律・規制	原産国の表示方法	目的・用途	規制概要
① 通関時表示	一般 関税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物・包装に表示 ・ 「国名」を表示(言語・文字サイズ等の指定なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者・消費者保護のため 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所で発行される原産地証明書が必要 ・ 通関後の保税倉庫にて、国内流通用のラベルを貼付 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 通関時には国内販売のために必要なラベルが貼られていなくてもよい
	特惠 関税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関税法71条 ・ 二国間協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本各地の日本商工会議所が発給する経済連携協定(EPA等)に基づく特定原産地証明書が必要 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 特惠関税制度による原産地証明以前に、産地の適正表示等は関税法71条で規定
② 国内流通時表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品表示法(第8条9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裏面ラベルに表示 ・ 日本語で指定の文字サイズ・フォントで「国名」を表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者保護のため 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「食品表示基準」によって記載項目・記載方法(文字サイズ)が厳格に定められており、表示の自由度は低い ・ 「食品表示基準」の本旨は消費者に誤解を与えない表示をすることであり、裏面ラベルは商品のPR等を行う欄ではない(消費者庁電話ヒアリング)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景品表示法 ・ 薬機法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラベル外パッケージに表示 ・ 有利誤認・優良誤認に抵触する表示を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者保護のため 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効能や製法等に関して、有利誤認・優良誤認が認められる場合、「景品表示法」・「薬機法」に基づいて表示が制限される <ul style="list-style-type: none"> ✓ 基本的に、食品に関する表示規制は「食品表示法」が中心

表面パッケージに関する表示規制

香港では商品表示の規制として、商品全般の説明義務等に係る「商品説明条例」、パッケージデザイン等に係る「商標条例」が存在。両条例で「Made in Japan」等や日本国旗の記載は、「適切な原産地表示(日本産/日本製)」であれば問題ないことを確認。

法律名	所管	規制対象	日本産/日本製/国旗表示可否	表示に関する主な禁止事項	日本における類似の法律
商品説明条例 (第2部)	・税関	・商品 ・広告 ・サービス	可 ・(適切な原産地表示※1であれば、表記の手法に関する規制はない)	<ul style="list-style-type: none"> 商品や包装、店頭販売時の商品設置台への虚偽表示を禁止 条例違反状態の商品は、供給/販売/取引/製造のための保有禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 不正競争防止法 独禁法
商標条例 (第11条)	・税関	・商標	可 ・(適切な原産地表示※2であれば、表記の手法に関する規制はない)	<ul style="list-style-type: none"> 商品そのもの、商品の包装/ラベル/広告において、同一/類似の商標の使用を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法
コモン・ロー (英国の判例含む)	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所においては、成文法のみならず、判例法(コモン・ロー)に拠る法的判断がなされる ✓ 香港の法制度は判例法(コモン・ロー)制度であり、香港の裁判所の過去の判決が先例として非常に重視される。また、香港以外のコモンロー・制度国(特にイングランドとウェールズ)の判例も参考にされ、香港の裁判所では通常これらは「説得力のあるもの(persuasive)」とみなされている 				

※1：商品の情報には、口頭、印刷品、テレビ放送、チラシ、電子メール、さらに行動により伝えられたものまでもが含まれる。当該商品やサービスの「核心」に関わる部分について虚偽をまねく記載(ミネラルウォーターと記載されているにも関わらず、ただの水水道水であるなど)は問題であるとされるが、小さな誤り(長さ1mと記載があるが、実際はそれに1mm足りない場合など)は問題とされない。

※2：コンセント(同意)制度を利用し、商標登録者の同意を得た場合は、商標権者以外の者による商標使用が可能となる

概要

【商品說明條例】

- 第2条 虚偽商品説明の意味
 - (a) 虚偽が非常に重大なレベルにある商品説明
 - (b) 虚偽ではないが誤解を招くような商品の説明、すなわち商品の説明は、虚偽の重要度となる商品の説明とみなされる可能性が高い

- 第7条 商品説明に関する違法行為 2012年E.R.2号 2012/08/02
 - (1) 本条例の規定を前提として、以下の者の行為は違法である
 - (a) 取引又は業務の過程において
 - (i) 商品に虚偽商品説明を使用する者。又は
 - (ii) 虚偽商品説明が使用されている商品を供給するか又は供給を申し出る者。
 - (b) 虚偽商品説明が使用されている商品を販売のため、又は取引若しくは製造目的のために保有する者

原文

【商品說明條例】

- 第2条 虚假商品説明 (false trade description)指 ——
 - (a) 虚假達關鍵程度的商品説明；或（由2012年第25號第3條修訂）
 - (b) 雖非虚假但卻具有誤導性的商品説明，亦即該商品説明相當可能會被視為屬一種會是虚假達關鍵程度的商品説明；（由2012年第25號第3條修訂）

- 第7条 與貨品的商品説明有關的罪行*
 - (1) 除本條例條文另有規定外，任何人如有下列作為，即屬犯罪 ——
 - (a) 在營商過程或業務運作中 ——
 - (i) 將虚假商品説明應用於任何貨品；或
 - (ii) 供應或要約供應已應用虚假商品說明的貨品；或
 - (b) 管有任何已應用虚假商品說明的貨品作售賣或任何商業或製造用途

概要

【香港食品及び薬物(成分および表示)規則】

- 附表3 1.包装食品のマーキングとラベル付け
名称または指定
(1)包装済みの食品には、その食品名または表示を読みやすい形で表示またはラベル付けしなければならない。
(2)食品の名称または記号は、食品の性質に関して、いかなる点でも誤っている、誤解を招く、または欺瞞的であってはならない
(3)商品の性質に関して、銘柄名や商標が購入者を誤解させる可能性がある場合は、必要に応じて、高さ3mm以上の読みやすい文字で“ブランド”(牌子)または“TM”(商標)という言葉が標章の直後に書かなければならない

原文

【香港食品及び薬物(成分および表示)規則】

- SCHEDULE 3 1.Name or designation
(1)Prepackaged food shall be legibly marked or labelled with its food name or designation.
(L.N. 80 of 1996)
(2)The food name or designation shall not be false, misleading or deceptive in any respect as to the nature of the food. (L.N. 80 of 1996)
(3)If any brand name, including any fancy name, or any trade mark would be likely to mislead a purchaser in any respect as to the nature of the food, such name or mark shall be immediately followed by the word “Brand” (牌子) or the letters “TM”(商標), as appropriate, printed in legible letters or characters of not less than 3 mm in height.
(以下略)

概要

【香港食品及び薬物(成分および表示)規則】

- 6. 製造業者または包装者の名前と住所
包装済み食品には、製造者または包装業者の登録事務所、または主たる事務所の正式な名称または事業名、詳細な住所または詳細を、読みやすい形で表示またはラベル付けするものとする
 - ✓ **原産国**
 - ✓ 香港の販売代理店またはブランドオーナーの名前
 - ✓ 香港の販売代理店またはブランド所有者の登録事務所又は主たる事務所の住所
 - ✓ 香港の販売代理店またはブランド所有者によって書面により当局に通知されている、原産国における食品の製造業者または包装業者の完全な住所
(以下略)

原文

【香港食品及び薬物(成分および表示)規則】

- 6. Name and address of manufacturer or packer
(1) (中略)prepackaged food shall be legibly marked or labelled with the full name or business name and the full address or details of the registered or principal office of the manufacturer or packer. (中略)it is marked or labelled with—
 - ✓ an indication of its country of origin;
 - ✓ the name of the distributor or brand owner in Hong Kong; and
 - ✓ the address of the registered or principal office of the distributor or brand owner in Hong Kong; and
 - ✓ the full address of the manufacturer or packer of the food in its country of origin has been notified in writing to the Authority by the distributor or brand owner in Hong Kong.
(以下略)

概要

【香港食品及び薬物(成分および表示)規則】

- 8. 適正な言語
(1)包装済み食品の表示またはラベル付けは、英語または中国語、または両方の言語で行われるものとする。
(2)英語と中国語の両方が包装済み食品のラベルまたは表示に使用されている場合は、食品名称と原材料のリストは両方の言語で表示されるが、そうでない場合は、どちらか一つの言語で表示すればよい
(3)特定の場合に当局が別途要求する場合を除き、包装済みの食品が製造国の国有のものまたは伝統的なものであり、他国では一般的に製造されていない場合には、この附表に基づいて、製造国の言語で表示またはラベル付けを行うこと

原文

【香港食品及び薬物(成分および表示)規則】

- 8. Appropriate language
(1) Except as provided in section 4(2), (3), (4), (5) and (7) and subject to subsection (3), **the marking or labelling of prepackaged food for purposes of this Schedule shall be in either the English or the Chinese language or in both languages.**
(2) If both the English and Chinese languages are used in the labelling or marking of prepackaged food, the name of the food and the list of ingredients shall appear in both languages, but otherwise the requirements of this Schedule need only be met in one of those languages.
(3) Unless the Authority otherwise requires in any particular case, any prepackaged food may, if it is national or traditional to the country of its manufacture and is not generally manufactured in any other country, be marked and labelled in accordance with this Schedule in the language of the country of its manufacture.

シンガポールでは商品表示の規制として、取引の公正化を図る「消費者保護法」食品の安全保障に係る「食品販売法」、デザイン等に係る「商標法」が存在。「Made in Japan」等や日本国旗の記載は「適切な原産地表示(日本産/日本製)」であればよい。

法律名	所管	規制対象	日本産/日本製/国旗表示可否	表示に関する主な禁止事項	日本における類似の法律
消費者保護(公正取引)法(52A)	・通商産業省(Ministry of Trade and Industry)	・商品 ・サービス ・広告	可 (適切な原産地表示※であれば、表記の手法に関する規制はない)	・欠陥製品の販売 ・優良誤認(安い菓子を高級菓みに偽装する) ・有利誤認(内容量を多く見せかける)	・不正競争防止法 ・独占禁止法
食品販売法(第3部)	・農業食品畜産庁(Agri-Food and Veterinary Authority)	・商品	可 (適切な原産地表示※であれば、表記の手法に関する規制はない)	・危険な食品/有害な食品の販売禁止 ・食品成分の偽装	・食品表示法
商標法(第56条)	・知的財産局(Intellectual Property Office of Singapore)	・商標	可 国旗に関する商標権の主張は不可のため、自由に使用可能	・商標の無断使用/偽造	・商標法
コモン・ロー(英国の判例含む)	・成文法(消費者保護法)のみでなく、判例法(コモン・ロー)及び当局の判断をもって法的判断が行われる ✓ シンガポールは長らく英国領であったため、現在でも司法判断には、裁判所の裁量(Persuasive Authority)の範囲内で英国の判例が引用されることがある				

概要

【消費者保護法(第52A章)】

- 不公正な慣行の意味
- 4.消費者取引に関連する、供給者の不公平な慣行は次のとおり
 - (a)何かを言うこと、または何かをしないこと、言わないことで、結果として消費者を騙したり、誤解させたりすること
 - (b)虚偽の主張をすること
 - (c)知っているか、または合理的に知るべきでありながら、次の消費者を利用すること
 - (i)自分の利益を守る立場にない者
 - (ii)取引の特徴、性質、言葉または効果、または取引関連事項を合理的に理解することができない者

原文

【CONSUMER PROTECTION (FAIR TRADING) ACT (CHAPTER 52A)】

- Meaning of unfair practice
- 4. It is an unfair practice for a supplier, in relation to a consumer transaction —
 - (a)to do or say anything, or omit to do or say anything, if as a result a consumer might reasonably be deceived or misled;
 - (b)to make a false claim;
 - (c)to take advantage of a consumer if the supplier knows or ought reasonably to know that the consumer
 - (i)is not in a position to protect his own interests; or
 - (ii)is not reasonably able to understand the character, nature, language or effect of the transaction or any matter related to the transaction

概要

【食品販売法】

- 食品ラベルに虚偽や誤解をまねく記載をしてはならない
- 虚偽、誤解を招く方法、または欺瞞的であるか、価値、品質、安全性に関して誤った印象を与える可能性のある方法で、ラベルを付けたり、宣伝した商品を販売してはならない

原文

【SALE OF FOOD ACT (CHAPTER 283)】

- Prohibition on false or misleading statements, etc., on labels
9.—(1) No written, pictorial, or other descriptive matter appearing on or attached to, or supplied or displayed with food is to include any claim or suggestion whether in the form of a statement, word, brand, picture, or mark purporting to indicate the nature, stability, quantity, strength, purity, composition, weight, origin, age, effects, or proportion of food or its ingredients that is false, misleading or deceptive, or is likely to create an erroneous impression regarding the value, merit or safety of the food.
- False labelling, etc.
17. No person shall sell any food which is labelled or advertised in a manner that is false, misleading or deceptive or is likely to create an erroneous impression regarding its value, merit or safety.

台湾では商品表示に対する規制として、不正競争防止に係る「公平交易法」や表示に係る「商品表示法」等が存在。「Made in Japan」等及び日本国旗の記載は、「適切な原産地表示(日本産/日本製)」であれば問題ないことを確認。

法律名	所管	規制対象	日本産/日本製/国旗表示可否	表示に関する主な禁止事項	日本における類似の法律
公平交易法	・公平交易委員会	・商品 ・広告 ・サービス	可 (適切な原産地表示であれば、表記の手法に関する規制はない)	・カルテルや市場独占 ・不当表示 ・再販価格の維持	・不正競争防止法 ・独占禁止法
商品表示法	・經濟部 (日本の経産省に相当)	・商品	可 (適切な原産地表示であれば、表記の手法に関する規制はない)	・虚偽表示 (産地偽装・内容量偽装)	・景品表示法
食品安全衛生管理法	・衛生福利部 (日本の厚労省に相当)	・食品 (食品に関しては他法に優先)	可 (適切な原産地表示であれば、表記の手法に関する規制はない)	・衛生不全 ・食品偽装(産地偽装)	・食品表示法
商標法	・智慧財産法院	・証明商標 ・団体商標	可 国旗に関する商標権の主張は不可のため、自由に使用可能	・登録商標の無断使用	・商標法
消費者保護法	・智慧財産法院	・証明商標 ・団体商標	可 (適切な原産地表示であれば、表記の手法に関する規制はない)	・原産地表示等に関する虚偽表示	・消費者保護法

概要

【公平交易法】

- 第三章 不公平競争
第 21 条

- ✓ 事業者は商品又は広告において、又はその他公衆に知らせる方法によって、商品と関連し取引決定に影響を及ぼし得る事項について、**事実を反する虚偽の又は誤解を生じさせる表示又は表徴を載せてはならない**
- ✓ 前項に定める商品と関連し取引決定に影響を及ぼし得る事項には、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日、有効期限、使用方法、用途、原産地、製造者、製造場所、加工者、加工場所、及びその他誘致効果のある関連事項が含まれる
- ✓ **事業者は、前項に掲げる事実を反する虚偽の又は誤解を生じさせる表示が載せられた商品を、販売、運送、輸出又は輸入してはならない**
- ✓ 前三項の規定は、事業者の役務において準用される

原文

【公平交易法】

- 第三章 不公平競争
第 21 條

- ✓ 事業不得在商品或廣告上，或以其他使公眾得知之方法，對於與商品相關而足以影響交易決定之事項，**為虛偽不實或引人錯誤之表示或表徴**
- ✓ 前項所定與商品相關而足以影響交易決定之事項，包括商品之價格、數量、品質、內容、製造方法、製造日期、有效期限、使用方法、用途、原產地、製造者、製造地、加工者、加工地，及其他具有招徠效果之相關事項
- ✓ **事業對於載有前項虛偽不實或引人錯誤表示之商品，不得販賣、運送、輸出或輸入**
- ✓ 前三項規定，於事業之服務準用之

概要

【商品表示法】

- 第5条
 - ✓ 商品表示は、顕著性と、表示内容との一致性を具えなければならない
 - ✓ 商品は体積が過小、ばら売り又はその他の特殊な原因により、商品本体又はその包装に商品表示を付すことが妥当でない場合、その他の消費者の認識を喚起するに足る顕著な方法をもって、これに代えるものとする
- 第6条
 - ✓ 商品表示は、次の事情があってはならない
 - 虚偽・不実又は人を錯誤に陥らせること
 - 法律上の強制又は禁止規定の違反
 - 公序良俗の違反
- 第7条
 - ✓ 商品表示に用いる言語は、中国語を为とし、英語若しくはその他の外国語でこれを補うことができる
 - ✓ 商品の表示事項を中国語で適切に表示することが困難な場合、国際的に通用する言語又は符号を用いて表示することができる

原文

【商品標示法】

- 第5條
 - ✓ 商品標示，應具顯著性及標示內容之一致性。
商品因體積過小、散裝出售或其他因性質特殊，不適宜於商品本身或其包裝為商品標示者，應以其他足以引起消費者認識之顯著方式代之。
- 第6條
 - ✓ 商品標示，不得有下列情事：
 - 一、虛偽不實或引人錯誤。
 - 二、違反法律強制或禁止規定。
 - 三、有背公共秩序或善良風俗。
- 第7條
 - ✓ 商品標示所用文字，應以中文為主，得輔以英文或其他外文。
商品標示事項難以中文為適當標示者，得以國際通用文字或符號標示。

概要

【食品安全衛生管理法】

- 第V章食品の表示と広告管理
第22条
食品または食品原材料の容器または外装には、以下の記号が中国語および共通の記号で明記されていなければならない
 - ✓ 品名、内容物、容量、食品添加物、製造者の名前と住所、原産国（国）、賞味期限、栄養表示 など

原文

【食品安全衛生管理法】

- 第V章食品の表示と広告管理
第22条
食品及食品原料之容器或外包装，應以中文及通用符號，明顯標示下列事項：
 - 一、品名
 - 二、内容物名稱；其為二種以上混合物時，應依其含量多寡由高至低分別標示之。
 - 三、淨重、容量或數量
 - 四、食品添加物名稱；混合二種以上食品添加物，以功能性命名者，應分別標明添加物名稱
 - 五、製造廠商或國內負責廠商名稱、電話號碼及地址。國內通過農產品生產驗證者，應標示可追溯之來源；有中央農業主管機關公告之生產系統者，應標示生產系統
 - 六、原產地（國）
 - 七、有效日期
 - 八、營養標示
 - 九、含基因改造食品原料
 - 十、其他經中央主管機關公告之事項

米国では商品表示に対する規制として、食品の安全保障のための「連邦食品・医薬品・化粧品法」等が存在。「Made in Japan」及び日本国旗の記載は、「適切な原産地表示(日本産/日本製)」であれば問題ないことを確認。

法律名	所管	規制対象	日本産/日本製/国旗表示可否	表示に関する主な禁止事項	日本における類似の法律
連邦食品・医薬品・化粧品法	・食品医薬品局	・食品 ・医薬品 ・化粧品	可 (適切な原産地表示であれば、表記の手法に関する規制はない)	・虚偽表示 (産地・内容量等の偽装)	・食品表示法
連邦取引委員会法	・公平取引委員会	・商品 ・広告 ・サービス	可 (適切な原産地表示であれば、表記の手法に関する規制はない)	・カルテル ・虚偽記載 (商品の品質・効能等に関するもの)	・不正競争防止法 ・独占禁止法
商標法 (コモン・ロー・州法・ランナム法)	・米国特許商標庁	・商標	可 国旗に関する商標権の主張は不可のため、自由に表示可能	・権利者以外の商標の無断使用※	・商標法

※：コンセント(同意)制度を利用し、商標登録者の同意を得た場合は、商標権者以外の者による商標使用が可能となる

概要

- SEC. 5. 15 U.S.C. (a) (1) 商業における不正競争や商業に影響を及ぼす不公正な方法、商業上の不公平なまたは欺瞞的な行為または行為は、ここでは違法と宣言される。(中略)
- SEC. 12. 15 U.S.C. (a) どのような人物、相互関係、または企業であれ、次の方法により、虚偽の宣伝を頒布する、または頒布することは、違法である- (1) 食品、医薬品、器具、サービス、または化粧品の購入を直接的または間接的に誘導する目的で、または奨励する目的で、米国の郵便によって、または商業に影響を及ぼす；または (2) 手段を問わず、食品、医薬品、器具、サービス、または化粧品の購入を直接または間接的に誘発する (b) 本条の (a) 項の規定による虚偽の広告の配布または頒布の原因となるのは、第5条の意味において、商業上または商業上影響を及ぼす不公平または欺瞞行為または慣行とする。

原文

- SEC. 5. 15 U.S.C. 45; (a)(1) Unfair methods of competition in or affecting commerce, and unfair or deceptive acts or practices in or affecting commerce, are hereby declared unlawful. (中略)
- SEC. 12. 15 U.S.C. 52; (a) It shall be unlawful for any person, partnership, or corporation to disseminate, or cause to be disseminated, any false advertisement—
(1) By United States mails, or in or having an effect upon commerce, by any means, for the purpose of inducing, or which is likely to induce, directly or indirectly the purchase of food, drugs, devices, services, or cosmetics; or
(2) By any means, for the purpose of inducing, or which is likely to induce, directly or indirectly, the purchase in or having an effect upon commerce, of food, drugs, devices, services, or cosmetics.
(b) The dissemination or the causing to be disseminated of any false advertisement with the provisions of subsection (a) of this section shall be an unfair or deceptive act or practice in or affecting commerce within the meaning of section 5.

概要

【連邦食品医薬品化粧品法】

- §331. Prohibited acts
粗悪な食品・虚偽表示のある食品などについては、州際通商(複数の州をまたぐ取引、または外国との取引)への導入、又は導入のための引き渡しが禁止される
- §343. Misbranded food
虚偽または誤解を招く食品ラベルは禁止される

原文

【FEDERAL FOOD, DRUG, AND COSMETIC ACT】

- §331. Prohibited acts
- The following acts and the causing thereof are prohibited:
(a) **The introduction or delivery for introduction into interstate commerce of any food**, drug, device, tobacco product, or cosmetic that is adulterated or misbranded.
- §343. Misbranded food
- **A food shall be deemed to be misbranded—**
(a) False or misleading label
If (1) its labeling is false or misleading in any particular, or (2) in the case of a food to which section 350 of this title applies, its advertising is false or misleading in a material respect or its labeling is in violation of section 350(b)(2) of this title.

EUでは商品表示に対する規制として、不正競争防止等に係る「不公正取引行為指令」や「誤認惹起広告指令」が存在。「Made in Japan」及び日本国旗の記載は、「適切な原産地表示(日本産/日本製)」であれば問題ないことを確認。

法律名	所管	規制対象	日本産/日本製/国旗表示可否	表示に関する主な禁止事項	日本における類似の法律
不公正取引行為指令	・欧州委員会	・商品 ・広告 ・サービス	可 (適切な原産地表示であれば、表記の手法に関する規制はない)	・誤認惹起取引(おとり商法等) ・強迫的取引	・不正競争防止法
誤認惹起比較広告指令	・欧州委員会	・商品全般	可 (適切な原産地表示であれば、表記の手法に関する規制はない)	・優良誤認 ・虚偽表示	・不正競争防止法
消費者への食品情報提供に関する規則※	・欧州委員会	・食品ラベル	可 (適切な原産地表示であれば、表記の手法に関する規制はない)	・虚偽表示	・食品表示法

※果物/野菜/はちみつ/オリーブ油/肉等の一部の品目に限り一部食品への原産国表示を義務付け

概要

【不正取引行為指令】

- 第6条 誤認惹起的行為
- 1. 取引行為は、次の事項のうち一又は複数の事項に関して、**虚偽の情報を含むために真実に反する場合**、又は、全体の表示を含めていかなる方法によるかを問わず、平均的消費者を偽もうする場合又はこのおそれがある場合(情報が事実としては正確である場合を含む。)であって、当該取引行為がなければ行われていなかったであろう取引上の決定を平均的消費者に行わせる場合、又はこのおそれがある場合には、**誤認惹起的とみなされるものとする**
 - ✓ (a) 商品の存在又は性質
 - ✓ (b) 商品の主要な特徴（商品の入手可能性、特長、危険性、動作、構成、附属品、アフターサービス、苦情処理、製造若しくは提供の方法及び期日、配達、目的適合性、使用方法、量、仕様、地理的若しくは事業上の製造販売元、商品の使用から期待される結果、又は、商品について行われた試験若しくは検査の結果及び重要な特徴など）
(以下省略)

原文

【Unfair Commercial Practices Directive】

- Article 6 Misleading actions
- 1. **A commercial practice shall be regarded as misleading if it contains false information and is therefore untruthful or in any way**, including overall presentation, deceives or is likely to deceive the average consumer, even if the information is factually correct, in relation to one or more of the following elements, and in either case causes or is likely to cause him to take a transactional decision that he would not have taken otherwise:
 - ✓ (a) the existence or nature of the product;
 - ✓ (b) the main characteristics of the product, such as its availability, benefits, risks, execution, composition, accessories, after-sale customer assistance and complaint handling, method and date of manufacture or provision, delivery, fitness for purpose, usage, quantity, specification, geographical or commercial origin or the results to be expected from its use, or the results and material features of tests or checks carried out on the product;
(以下省略)

概要

【不公正取引行為指令】

- 第6条 誤認惹起的行為
- 2. 取引行為は、具体的な状況においてその性格及び状況を考慮して、平均的消費者に当該行為がなければ行われなかったであろう取引上の決定を行わせる場合又はそのおそれがある場合であって、次の事項にかかわるときにも、誤認惹起的とみなされるものとする
 - ✓ (a) 競争者の商品、商標、商号、その他の識別表示と混同を生じさせる商品の販売行為（比較広告を含む。）
 - ✓ (b) 事業者が遵守することを約束した行動規範に含まれている約束を遵守しないこと（ただし、次の場合に限る。）
 - (i) 上記の約束が、意向を述べるものとどまらず、確実に行われかつ確認することができるものであり、かつ、
 - (ii) 事業者が取引行為を行うにあたり行動規範に拘束されることを表示している場合

原文

【Unfair Commercial Practices Directive】

- Article 6 Misleading actions
- 2. A commercial practice shall also be regarded as misleading if, in its factual context, taking account of all its features and circumstances, it causes or is likely to cause the average consumer to take a transactional decision that he would not have taken otherwise, and it involves:
 - ✓ (a) any marketing of a product, including comparative advertising, which creates confusion with any products, trade marks, trade names or other distinguishing marks of a competitor;
 - ✓ (b) non-compliance by the trader with commitments contained in codes of conduct by which the trader has undertaken to be bound, where:
 - (i) the commitment is not aspirational but is firm and is capable of being verified, and
 - (ii) the trader indicates in a commercial practice that he is bound by the code.

概要

- **第2条**
本指令の目的
(中略)
 - ✓ (b)「誤解を招く広告」とは、その表現を含むいかなる方法であっても、それが処された人物を欺くか、欺く可能性があり、その欺瞞的な性質のために、経済的な行動に影響を与えたり、競業者に損害を与えるか、与える可能性があるものである
- **第3条**
広告が誤解を招くものであるかどうかを判断するにあたっては、そのすべての特徴、特にそれに関する以下の事項に関する情報が考慮されなければならない
 - ✓ (a)可用性、性質、実行、構成、方法および製造年月日、使用目的、使用量、仕様、地理的または商業的起源または期待される結果などの商品またはサービスの特性 その使用、または商品やサービスについて行った検査や検査の結果や重要な特徴

原文

- **Article 2**
For the purposes of this Directive:
(中略)
 - ✓ (b) ‘misleading advertising’ means any advertising which in any way, including its presentation, deceives or is likely to deceive the persons to whom it is addressed or whom it reaches and which, by reason of its deceptive nature, is likely to affect their economic behaviour or which, for those reasons, injures or is likely to injure a competitor;
- **Article 3**
In determining whether advertising is misleading, account shall be taken of all its features, and in particular of any information it contains concerning:
 - ✓ (a) the characteristics of goods or services, such as their availability, nature, execution, composition, method and date of manufacture or provision, fitness for purpose, uses, quantity, specification, geographical or commercial origin or the results to be expected from their use, or the results and material features of tests or checks carried out on the goods or services;

概要

【前文】

- (26)
食品ラベルは、より情報提供されている食べ物や食事の選択を望む消費者を支援するために、明確かつ理解可能でなければならない。 研究によると、ラベルの情報が視聴者に影響を及ぼす可能性を最大限にする上で、読みやすさは重要な要素であり、読みにくい製品情報は食品ラベルについて、消費者が不満をもつ主な原因のひとつである。したがって、フォント、色およびコントラストを含む判読性に関連するすべての側面を考慮に入れるために、包括的なアプローチが必要である

原文

【前文】

- (26)
Food labels should be clear and understandable in order to assist consumers who want to make better-informed food and dietary choices. Studies show that easy legibility is an important element in maximising the possibility for labelled information to influence its audience and that illegible product information is one of the main causes of consumer dissatisfaction with food labels. Therefore, a comprehensive approach should be developed in order to take into account all aspects related to legibility, including font, colour and contrast.

概要

【前文】

- (29)
- **原産国または食品の産地表示は、表示しなかったことにより、製品の真の原産地または産地の場所について消費者の誤解を招く可能性がある場合は常に提供されるべきである。**すべての場合において、原産国または食品の産地表示は、消費者を欺かない方法で提供されるべきであり、産業界の平等な競争の場を確保し、原産国または食品の産地表示に関連する消費者の情報理解を向上させる明確な基準に基づいて提供されるべきである。このような基準は、食品事業者の名称または住所に関する表示には適用すべきではない

原文

【前文】

- (29)
- **The indication of the country of origin or of the place of provenance of a food should be provided whenever its absence is likely to mislead consumers as to the true country of origin or place of provenance of that product.**In all cases, the indication of country of origin or place of provenance should be provided in a manner which does not deceive the consumer and on the basis of clearly defined criteria which ensure a level playing field for industry and improve consumers' understanding of the information related to the country of origin or place of provenance of a food. Such criteria should not apply to indications related to the name or address of the food business operator.

概要

【前文】

- (31)
原産地表示は、ウシ海綿状脳症の危機後の連合における牛肉および牛肉製品（13）にとって現在必須であり、消費者の期待するところである。欧州委員会の影響評価において、肉の起源が消費者の主要な関心事であることを確認している。他にも、ブタ、ヒツジ、ヤギ、家禽肉など、連合内で広く消費されている肉がある。したがって、これらの製品に原産地表示を義務付けることが適切である。特定の原産地の要件は、動物種の特性に依じて各々に異なることがある。比例の原則と、食品事業者および執行当局の管理上の負担を考慮のうえ、肉の種類によって異なっている可能性がある必須要件規則を適用して、制度を提供することが適切である

原文

【前文】

- (31)
The indication of origin is currently mandatory for beef and beef products (13) in the Union following the bovine spongiform encephalopathy crisis and it has created consumer expectations. The impact assessment of the Commission confirms that the origin of meat appears to be consumers' prime concern. There are other meats widely consumed in the Union, such as swine, sheep, goat and poultrymeat. It is therefore appropriate to impose a mandatory declaration of origin for those products. The specific origin requirements could differ from one type of meat to another according to the characteristics of the animal species. It is appropriate to provide for the establishment through implementing rules of mandatory requirements that could vary from one type of meat to another taking into account the principle of proportionality and the administrative burden for food business operators and enforcement authorities.

概要

【前文】

- (32)
蜂蜜 (14)、果物と野菜 (15)、魚 (16)、牛肉と牛肉製品 (17)、オリーブオイル (18) などの垂直アプローチに基づいて、原産地規定が策定されている。他の食品の強制的な原産地表示を拡大する可能性を模索する必要がある。したがって、委員会に次の食品を含む報告書を作成するよう要請することが適切である：牛、豚、羊、山羊および家禽肉以外の肉の種類；ミルク；乳製品の成分として使用されるミルク；成分として使われる肉；未加工食品；単一成分製品；食品の50%以上を占めている成分。原産地表示が特に重要と考えられる製品の1つであるミルクは、この製品に関する欧州委員会の報告書はできるだけ早く入手可能にすべきである。そのような報告の結論に基づいて、欧州委員会は、関連する連合条項を変更するための提案を提出するか、適切な場合には部門別に新しいイニシアチブをとることができる

原文

【前文】

- (32)
Mandatory origin provisions have been developed on the basis of vertical approaches for instance for honey (14), fruit and vegetables (15), fish (16), beef and beef products (17) and olive oil (18). There is a need to explore the possibility to extend mandatory origin labelling for other foods. It is therefore appropriate to request the Commission to prepare reports covering the following foods: types of meat other than beef, swine, sheep, goat and poultrymeat; milk; milk used as an ingredient in dairy products; meat used as an ingredient; unprocessed foods; single-ingredient products; and ingredients that represent more than 50 % of a food. Milk being one of the products for which an indication of origin is considered of particular interest, the Commission report on this product should be made available as soon as possible. Based on the conclusions of such reports, the Commission may submit proposals to modify the relevant Union provisions or may take new initiatives, where appropriate, on a sectoral basis.

概要

• **第12条**

必須食品情報の入手可能性と配置

- ✓ すべての食品について、必須食品情報が利用可能であり、この規則に従って容易に入手可能でなければならない
- ✓ 包装済みの食品の場合、必須の食品情報は、パッケージまたは添付ラベルに直接表示されなければならない
(以下省略)

原文

• **Article 12**

Availability and placement of mandatory food information

- ✓ Mandatory food information shall be available and shall be easily accessible, in accordance with this Regulation, for all foods.
- ✓ In the case of prepacked food, mandatory food information shall appear directly on the package or on a label attached thereto.
(以下省略)

概要

【本規則は2020年4月から適用開始予定】

- (10)
 - ✓ 消費者が情報に基づいたより良い選択ができるようにするため、この規則によって、原産国または原産地が与えられている場合に適用される特定の規則を設定する必要がある。これらの規則は、そのような情報が十分に正確で有意義であることを保証するものとする
- (11)
 - ✓ 従って主要原料について、消費者に理解しやすい地域に関連した表示が提供されることが適切である。無意味な情報であり、主要原料の真の原産地について消費者を誤解させる地域についての創作した名称を使用することは禁止されなければならない

原文

- (10)
 - ✓ To enable consumers to make better informed choices, it is necessary, by means of this Regulation, to set specific rules which should apply where the country of origin or the place of provenance of the primary ingredient is given. Those rules shall ensure that such information is sufficiently precise and meaningful.
- (11)
 - ✓ It is therefore appropriate that such indication for the primary ingredient is provided with reference to a geographical area which should be easy to understand for the consumer. The use of invented names for regions or other geographical areas which are not meaningful information or could mislead the consumer as to the real place of provenance of the primary ingredient should be prohibited.

概要

【本規則は2020年4月から適用開始予定】

- (12)
 - ✓ 主要原料が、原産国、あるいは原産地に係る特定のEUの規則の対象になっている食品である場合には、それらの規則を規則(EU) No 1169/2011第26条第3項の目的のために本規則の代用として適用することができる
- (13)
 - ✓ 食品事業者が、供給源が多数、あるいは多様な場合や、生産工程が特有な場合、主要原料の原産国あるいは原産地が食品のものとは異なっているということのみを表示することを選択した場合、食品加工の多様な状況を考慮した枠組みを規定することが適切である。適切な表示は、消費者への理解しやすい情報を担保しなければならない

原文

- (12)
 - ✓ Where a primary ingredient is a food subject to specific Union provisions on the indication of the country of origin or the place of provenance, these provisions could be alternatively used for the purposes of Article 26(3)(a) of Regulation (EU) No 1169/2011.
- (13)
 - ✓ Where food business operators opt to only indicate the country of origin or place of provenance of the primary ingredient as being different to that of the food, for example because of multiple or variable supply sources and particular production processes, it is appropriate to provide a framework which takes into account the various circumstances of food processing. The relevant indication should ensure comprehensible information to the consumer.

概要

【本規則は2020年4月から適用開始予定】

- (14)
 - ✓ 本規則に従って提供される主要原料の関連情報は、消費者へ提供される食品の原産国、あるいは原産地に係る情報を補足しなければならず、また、目に付きやすく、はっきり読み取れるものでなければならない

原文

- (14)
 - ✓ Information provided with respect to primary ingredient in accordance with this Regulation should complement the information given to the consumers on the country of origin or place of provenance of the food, and should be easily visible and clearly legible and where appropriate indelible.

台湾においては、原産地の誤認の可能性があるパッケージの処分事例が存在。他国産品を日本産/日本製品に見せる表示も同様に法的リスクが存在すると考えられる。

事例①

事例②

適用
規制

- 公平交易法第21条

- 公平交易法第21条

事象

- 輸入ウイスキーのパッケージ表示を巡り、産地誤認の嫌疑を理由に**現地輸入業者が起訴**された
- **スコットランド製のウイスキーを原料に、フランスで調製・包装**を行ったウイスキーのパッケージに「**SCOTCH TASTE WHISKY**」・「**SCOTLAND TASTE**」と表示して販売し、産地誤認の嫌疑がかかった

- 輸入ウイスキーのパッケージ表示・広告を巡り、虚偽表示の嫌疑を理由に**現地輸入業者が起訴**された
- **オランダ製のウイスキーを「100%純スコットランド高地オリジナルフレーバー」と**広告表示を行い、かつパッケージ表示に「**Scotch Whisky**」と表示して販売し、産地の虚偽表示の嫌疑がかかった

合法

違法

司法
判断

- 原料がスコットランド製のウイスキーであり、スコットランドフレーバーであることは事実。製造業者の名称がパッケージ上に記載されているため、誤解を生じる恐れはない

- スコットランド製のウイスキーではないにも関わらず、「Scotch Whiskey」と表示することは明らかに虚偽記載にあたり違法である

上記例に鑑みると、日本国内で製造したものに関して「Japanese～」と表示することは問題ないが、他国で製造した商品に「Japanese」と表示すると法的リスクが存在すると考えられる

米国では、オーストラリア起源のビール会社が、製造を米国に切り替えた後も商品ラベル上にオーストラリアを想起する表示(カンガルー・星座)を行い、原産地誤認があるとして消費者に集団訴訟された事例(但し、ビール会社側勝訴)が存在する。

概要

訴訟 様態

- 消費者集団訴訟(米国内州法等に拠る)

経緯

- MillarCoors LLCはかつて、オーストラリア国内でビールを醸造し、米国に輸出していた
- 訴訟を提起された当時は、ビールの醸造場所を完全に米国内に切り替えていた
- 商品ラベルには、オーストラリア国旗に似た要素のイラスト(カンガルー/星座など)があり、消費者に原産地を誤認させたとして提訴された
 - ✓ 但し、**原告の主張は棄却**された

示唆

- 原産国ではない国の国旗に似た要素を含むイラスト(カンガルー/星座など)を表示して販売すると、消費者の誤解を招く恐れがあり、提訴されるリスクがある



THE WALL STREET JOURNAL.

裏面ラベルに関する表示規制

香港・シンガポールでは、裏面ラベルへの原産地表示が義務付けられている。GIの併記も任意で可能。

	日本	香港	シンガポール
原産地表示 義務/可否	必須(義務)	必須(義務)	必須(義務)
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> 「国名」のみ表示可 	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし
言語	<ul style="list-style-type: none"> 日本語のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 中国語・英語(併用可) 	<ul style="list-style-type: none"> 英語のみ
フォント/ 文字サイズ	<ul style="list-style-type: none"> 「日本工業規格 Z 八三〇五」 8ポイント以上 	<ul style="list-style-type: none"> フォント指定なし 文字サイズ指定なし 	<ul style="list-style-type: none"> フォント指定なし 1.5mm以上
表示箇所	<ul style="list-style-type: none"> 容器・包装の分かりやすい場所に貼付したラベル上の「原産国」欄 	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし (一般的に裏面に表示) 	<ul style="list-style-type: none"> 包装の表面または同包装に貼付
GI併記の 可否	<p>不可</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入品の場合、原産国の欄に国名以外の記載を行うことは不可 	<p>可</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載情報は事実かつ誤解を招かないものであればよい(当局回答) 	<p>可</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載する情報が真実であり、裏付けがあることを製造者が確実に担保できればよい(当局回答)
規制当局	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁 	<ul style="list-style-type: none"> 香港食物環境衛生署(FEHD) 香港食物安全センター(CFS) 	<ul style="list-style-type: none"> 農業食品畜産庁(AVA)
対象法令・ 該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府令「食品表示法」 内閣府「食品表示基準」 	<ul style="list-style-type: none"> 香港食品薬品成分および表示規則 Food and Drug Composition and Labeling (Amendment) Regulation 2004] 	<ul style="list-style-type: none"> 食品販売法(Sales of Food Act, Chapter 283)及び附属規則「食品規制(Food Regulations)」

《参考》各国・地域における裏面ラベルへの必須表示項目

	日本	香港	シンガポール
裏面ラベルの 必須 表示項目	<ul style="list-style-type: none"> 名称 原材料名・添加物 原材料原産地名 内容量・固形量・内容総量 消費期限・賞味期限 保存方法 原産国名 製造者 	<ul style="list-style-type: none"> 名称 原材料名 消費期限・賞味期限 保存方法・使用方法 製造業者・包装業者名称および住所 食品の個数、重量・容量 食品添加物 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 機能分類 ✓ 名称 ✓ 国際登録固有番号 	<ul style="list-style-type: none"> 名称 原材料名 輸入業者・国内流通業者・販売代理店の会社名と住所 正味重量・内容量 原産国 消費期限・賞味期限 製造日 加工処理事業者名 加工処理日
備考	<ul style="list-style-type: none"> 輸入品は原産国名のみ表記可能だが、国産品に関しては都道府県・有名産地に限り地名の併記が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 表示が正確さを欠いた場合や、誤解を招くと判断された場合は、5万ドル以下の罰金及び6ヵ月以内の禁固刑 	<ul style="list-style-type: none"> 通関時には、商品上の原産地表示/ケース外側の原産地国表示(「Made in Japan」など)を行なうことは要求されていない

台湾・米国では、裏面ラベルへの原産地表示が義務付けられている。EUでは、ラベルへの原産地表示の義務はなく、任意で記載可能。

	台湾	米国	EU
原産地表示 義務/可否	必須(義務)	必須(義務)	可 (一部品目※次頁を除き義務なし)
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 原則「Made in 国名」・「Product of 国名」と表示 	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし
言語	<ul style="list-style-type: none"> 中国語・象徴記号(台湾国内で一般的なものに限る) 	<ul style="list-style-type: none"> 英語 (英語と併記ならば他言語も可) 	<ul style="list-style-type: none"> 販売国の公用語 (併記ならばEU域内の公用語も可)
フォント/ 文字サイズ	<ul style="list-style-type: none"> フォント指定なし 2mm以上 	<ul style="list-style-type: none"> フォント指定なし 1.6mm～12.7mm以上 	<ul style="list-style-type: none"> フォント指定なし アルファベットの「x」の高さが1.2mm以上
表示箇所	<ul style="list-style-type: none"> 食品包装の外装部分 	<ul style="list-style-type: none"> 商品の側面・裏面の「Information Panel」欄の原産国表示欄 	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし
GI併記の 可否	<ul style="list-style-type: none"> 当局回答得られず 	<ul style="list-style-type: none"> 当局回答得られず 	可 <ul style="list-style-type: none"> 曖昧な表現や消費者を誤認・混乱させる表記は認めない(当局回答)
規制当局	<ul style="list-style-type: none"> 行政院衛生福利部食品藥物管理署 	<ul style="list-style-type: none"> 米国食品医薬品局(FDA) USDA※主に畜産物の管轄 	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会
対象法令・ 該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全衛生管理法 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦食品医薬品化粧品法 (Federal Food, Drug, and Cosmetic Act) section 403(a)(1)および21 CFR 101.18 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者への食品情報提供に関する規則(REGULATION (EU) No 1169/2011 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2011)

《参考》各国・地域における裏面ラベルへの必須表示項目

	台湾	米国	EU
裏面ラベルの 必須 表示項目	<ul style="list-style-type: none"> 品名 原材料名 重量、容量または数量 食品添加物の名称 輸入者・国外製造業者の名称、電話番号、住所 原産国名 有効期限 栄養表示 遺伝子組み換え食品の原材料 アレルゲン 	<p>【PDP(表面中央表示)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 名称 内容量・正味重量 <p>【Information Panel(裏面表示)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原材料名(アレルギーを起こす恐れのある一部品目) 製造業者/包装業者/流通業者の名称・住所 栄養成分表示 警告および取扱上の注意 原産国名 	<ul style="list-style-type: none"> 名称 食品の正味量 成分リスト・アレルギー誘発物質 特定成分の分量や成分の区分 賞味期限や消費期限 特別な保管・使用条件 アルコール度数 栄養表示/カロリー表示 食品事業者の名称・住所 使用方法 《原産国名》(以下品目のみ) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 生鮮肉類、果物、野菜、はちみつ、オリーブオイル
備考	<ul style="list-style-type: none"> 原産国の決定基準は、以下の税関通過時の原産国基準に準じる <ul style="list-style-type: none"> ✓『原産地標示 Q&A』 ✓『進口貨物原産地認定標準』 	<ul style="list-style-type: none"> 原産地表示については米国税関(CBP)が規定している 略語・スペルのバリエーションは可(「Great Britain」を「Gt. Britain」、「Brazil」を「Brasil」と記載する等) 	<ul style="list-style-type: none"> EU各国が独自の原産国表示義務を設定することは違法(欧州司法裁判所1985年判決) EUの統一原産表示ルール導入を検討したが、見送られた(欧州委員会2004年)

意識

【問合せ内容……食品ラベル及び商品パッケージに“Made in Japan Kyoto”など、国名以外の場所を併記することは可能か】

- 特定の食品加工場所を明記する場合は、記載する情報が真実かつ裏付けが可能なものであることが求められます。

メール原文

- Thank you for your email below on the declaration of the specific location from where the food is processed.
- Please ensure that the information provided is truthful and can be substantiated.

意識

- 【問合せ内容……食品ラベル及び商品パッケージに“Made in Japan Kyoto”など、国名以外の場所を併記することは可能か】
- 食品ラベルの自主的な食品情報に関する情報参照。規制(EU) No 1169/2011の第36条に規定されている。規制については次のURLを参照：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:32011R1169>
- 【36条】
- 1.第9条及び第10条にいう食品情報が自主的に提供される場合、その情報は第4章第2節及び第3節に定められた要件に適合しなければならない
 - 2.自発的に提供される食糧情報は、以下の要件を満たさなければならない
 - ✓ (a)第7条にいう消費者を誤認させてはならない
 - ✓ (b)消費者にとってあいまいであったり、混乱させるようなものであってはならない。そして
 - ✓ (c)必要に応じて、関連する科学的データに基づくものとする

メール原文

- Please find below the information regarding voluntary food information on the labelling. This is laid down in Article 36 of Regulation (EU) No 1169/2011. You can find the Regulation here: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:32011R1169>
- 【36条】
- 1. Where food information referred to in Articles 9 and 10 is provided on a voluntary basis, such information shall comply with the requirements laid down in Sections 2 and 3 of Chapter IV.
 - 2. Food information provided on a voluntary basis shall meet the following requirements:
 - ✓ (a) it shall not mislead the consumer, as referred to in Article 7;
 - ✓ (b) it shall not be ambiguous or confusing for the consumer; and
 - ✓ (c) it shall, where appropriate, be based on the relevant scientific data.

意識

【問合せ内容……食品ラベル及び商品パッケージに“Made in Japan Kyoto”など、国名以外の場所を併記することは可能か】

【前項からの続き・36条】

- 4. 消費者を誤解させたり混乱させたりする可能性のある食品事業者が、自発的な食品情報を提供する場合、消費者に適切な情報が提供されるように、委員会は、委任された行為により、この条第3項に言及されたものに任意の食品情報を提供する追加の事例を提供する
- この情報が役立つことを願う。欧州連合（EU）、その活動または機関について他にご質問がある場合は、再度問合せ願う

メール原文

【前項からの続き・36条】

- 4. In order to ensure that consumers are appropriately informed, where voluntary food information is provided by food business operators on a divergent basis which might mislead or confuse the consumer, the Commission may, by means of delegated acts, in accordance with Article 51, provide for additional cases of provision of voluntary food information to the ones referred to in paragraph 3 of this Article.
- We hope you find this information useful. Please contact us again if you have other questions about the European Union, its activities or institutions.

内閣府令食品表示基準(別記様式1)※

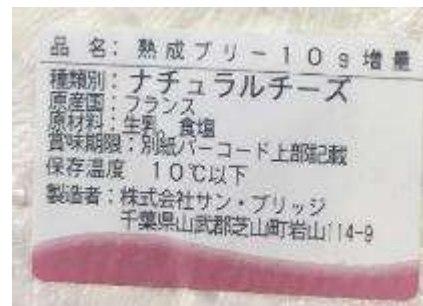
品名	種類別	品目	種類別名称	消費期限	賞味期限	内容量	固形量	内包装量	原材料名	添加物	原料原産地名
----	-----	----	-------	------	------	-----	-----	------	------	-----	--------

別記様式1（第八条関係）

- 項目名・項目順は原則として順守する。縦書きも可
 - ✓ 「名称」は「種類別」・「品目」・「種類別名称」とも表記可能で、「消費期限」は「賞味期限」として表記可能である(欄外表示も可)
 - ✓ 記載項目は品目によって異なり、品目によっては記載不要の項目がある
- フォントは「日本工業規格Z八三〇五」で、原則として、8ポイント以上の活字表示が必要

小売商品のラベル表示例

ナチュラルチーズ



缶入りスープ



【ナチュラルチーズ】

- 種類別の欄の商品名のみ、拡大表示可能で「ナチュラルチーズ」と大きく記載されているが、その他の項目に関しては、同一の文字サイズで記載されている

【缶入りスープ】

- 別記様式記載の項目順に改行することなく、項目を書き連ねている
- 缶入りスープという商品の特性上、原材料や添加物が多いため、記載項目が多い

FDAによる原産地表示の解説



資料：「食品表示ガイド」

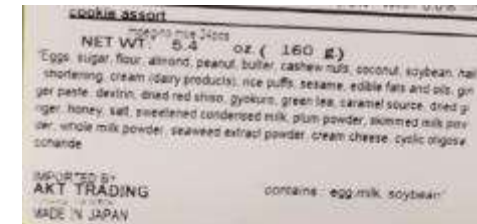
- 英語での表示義務あり
- 文字サイズは1/16インチ(1.6 mm)から1/2インチ(12.7 mm)(主要表示パネルの面積に依存する)
- 原則、**「Made in 国名」・「Product of 国名」**と表示
 - ✓ 明確に国を示す略語は使用可能
(例：「Great Britain」を「Gt. Britain」
「Luxembourg」を「Luxemb」・「Luxembg」と記載するなど)
 - ✓ スペルのバリエーションは許容される
(例：「Brazil」を「Brasil」、「Italy」を「Italie」と記載するなど)

小売商品のラベル表示例

抹茶クッキー



クッキー詰め合わせ



【抹茶クッキー(日本製)】

- メーカー・原材料名などが裏面ラベルとして貼付されている
- 下部に**太字で「Product of Japan」**と表示

【クッキー詰め合わせ(日本製)】

- メーカー名・原材料名等が裏面ラベルとして貼付されている
- ラベル最下部に**「Made in Japan」**と表示

概要

- §134.46原産国以外の国または地域の名称を表示する場合
- 原産国以外の国や地域の名称を併記する場合には、最終の購入者の手元に商品が届く際に、**少なくとも、原産国以外の国や地域の名称の文字と同等のサイズで、「Made in」「Product of」または同様の意味の単語を付けて、(誤解を招かないように)原産国の表示をしなければならない**

規制原文

- § 134.46
Marking when name of country or locality other than country of origin appears.
In any case in which the words "United States," or "American," the letters "U.S.A.," any variation of such words or letters, or the name of any city or location in the United States, or the name of any foreign country or locality other than the country or locality in which the article was manufactured or produced appear on an imported article or its container, and those words, letters or names may mislead or deceive the ultimate purchaser as to the actual country of origin of the article, there shall appear legibly and permanently in close proximity to such words, letters or name, and **in at least a comparable size, the name of the country of origin preceded by "Made in," "Product of," or other words of similar meaning.**

[T.D. 97-72, 62 FR 44214, Aug. 20, 1997]

シンガポールにおいては、輸入通関時は原産地証明書の提出のみでよいが、国内流通時には商品包装上に原産国の記載義務がある。商品の製造国と、袋詰め等パッケージングを行った国が異なる場合は、両国の情報の記載が必要。

国内流通時

所管	<ul style="list-style-type: none">農業食品畜産庁(AVA)
対象法令	<ul style="list-style-type: none">食品販売法(Sales of Food Act, Chapter 283)上記法令の附属規則「食品規制(Food Regulations)」ガイドライン「A Guide to Food Labelling & Advertisement」
該当条文	<ul style="list-style-type: none">輸入食品の包装の表面、または同包装に添付する形で、輸入者、販売者もしくは代理店の名称および住所、ならびに食品の原産地国名を、耐久性のある方法で記載またはラベルを貼付して表示しなければならない。表示がない場合、食品を包装した状態で販売することができない。また、輸入時に原産地証明書の提出が義務付けられる※
具体例	<ul style="list-style-type: none">A国において生産し、B国において袋詰めされた製品については“Product of country A, Packed in country B”と正確に記載することが求められる食品の最終的な加工場所を原産国とする<ul style="list-style-type: none">✓ 当局からは「食品の最終的な加工場所が原産国」である旨の回答を得たが、それ以上の詳細については回答なし

※その他、ビン詰めの天然ミネラルウォーター、湧き水および飲料水（原産地当局の証明書が必要）、生鮮肉およびその調製品（原産地当局の衛生証明書が必要）、生きた動物（原産地当局の動物検疫証明書が必要）、キノコの菌糸および堆肥（原産地当局の植物検疫証明書が必要）など、証明書の添付が必要な品目が存在する

原産地表示の定義

輸入通関時の原産地の判定には、非特惠の原産地規則を使用することが基本であり、EPAを締結しているシンガポール向けに特惠関税を利用する際は、特惠原産地規則に即す必要があるが、その場合非特惠原産地規則は同時に満たされる構造。

		香港	シンガポール	台湾	米国	EU
原産地規則(CO)	非特惠原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> 香港独自の規定あり (WTO協定における非特惠原産地規則と概ね同様の基準) 	<ul style="list-style-type: none"> 『The customs act』等のシンガポール国内法に準じる 	<ul style="list-style-type: none"> 『進口物品原産地認定標準』に準じる 	<ul style="list-style-type: none"> 『関税規則 19 CFR 134』および米国内判例法等に準じる 	<ul style="list-style-type: none"> EU指令、WTO協定におけるハーモナイゼーションプログラムリストに準じる
	各国ともに、WTOにおいて調和作業※1が試みられている非特惠原産地規則と概ね同様の基準を使用					
特惠原産地規則	EPA	<ul style="list-style-type: none"> 日本とのEPA締結なし 	<ul style="list-style-type: none"> 日本とのEPA協定締結あり 	<ul style="list-style-type: none"> 日本とのEPA締結なし 	<ul style="list-style-type: none"> 日本とのEPA締結なし 	<ul style="list-style-type: none"> 日本とのEPA締結はあるが未発効(2019年発効見込)
	GSP※2	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし (特惠受益国ではないため) 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし (特惠受益国ではないため) 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし (特惠受益国ではないため) 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし (特惠受益国ではないため) 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし (特惠受益国ではないため)

※1：「実質的な変更が加えられた場所」の要件中に、「最終的な加工場所(last)」の要素を求めるEUと、求めない米国との折り合いが付かなかったことなどが影響し、現在も調和作業は完了していない。 ※2：一般特惠関税制度。先進国が、開発途上国・地域(特惠受益国)からの輸入品の関税を低くする、または免除するために結ばれる協定
出所：JASTPRO資料、各国当局発行資料等を基に作成